# 八月一日は『水の日』八月一日～七日は『水の週間』です

## 水源を守る森林と水源貯留のダム建設の必要性を!!

水は、水源地域の幾世代にもわたる多くの人々が守り育ててきた森林によって、かん養されています。

わが国のように、険しい山が多く、しかも降水が季節的に大きく変動するところでは、洪水を防ぎ、大切な水を貯える森林のもつ水源かん養機能は極めて重要です。

渇水が発生すると、水道用水では断水や減圧によって、食事の用意ができない、水洗トイレが使えないなど家庭生活や社会活動に大きな影響を及ぼします。また、工業用水では工場の操業短縮や停止、農業用水では農作物の成長不良や枯死が起こるなど経済社会活動に大きな被害が生じます。

このためダムによって水を貯留し、渇水時に役立てる必要があります。

ダムの建設は、時には住宅や農地などを水没させ、水没地域はもとより、その周辺地域の人々の生活や、地域の将来に大きな影響を及ぼしたりします。

新潟県では湯沢町の三俣地区で清津川ダム建設計画が進められていますが、私たちの利用する水は、遠く離れた水源地域の多くの人々の理解と協力を得て開発された「貴重な資源」であることを十分認識し、感謝の気持ちを持って、大切に使う必要があります。

## 水を活かす――水道水の再利用

新しくビルや学校、住宅団地などを建設する際に、水洗トイレ用水、散水用水など飲用水より低レベルの水質でもよい用途の水に対して、一度使った水や雨水などを処理して再利用するため、水道とは別の系統の給水システムが設置されつつあり、雑用水利用と呼ばれています。

水を有効に利用するため、今後計画的に雑用水利用を進めていく必要があります。

## みんなで考えよう水の大切さ!

### ～上手に使おう大切な水～

水道は、私たちが毎日安全で、便利に暮らすために、とても大切な働きをしています。一日として水なしで暮すことはできません。水を使う私たち一人一人が、水のムダ使いをやめて、上手に使っていく工夫をしましょう。

歯をみがいてる間に水を流し続けると、コップを使う場合の10倍の水を使うことになります。

洗車にホースを使うと、バケツにくんだ時の8倍の水を使うことになります。

小さめのお風呂でも200ℓの水が入ります。残り湯は洗たく、掃除、まき水、洗車等に再利用しましょう。

水道についてのお問い合わせは……
岩室村企業課（☎82－3150）までどうぞ!!



シリーズ

# 平成12年4月から介護保険制度が始まります

その2

**先月号では「介護保険制度」の目的について、お伝えしましたが今月号からは、制度の内容についてご紹介します。また、「ゆとりちゃんの介護保険Q＆A」も新たに連載していきますので参考にしてください。**

**介護保険制度は、社会保険制度です。**

この保険制度は、保険を運営する「保険者」と、保険に加入して保険料を負担する「被保険者」により構成されます。被保険者は、月々保険料を支払い、介護が必要となったときに必要なサービス（給付）が受けられる仕組みです。

**加入するのは40歳以上の人です。**

40歳以上の村民の皆さんから加入していただきます。被保険者のうち、65歳以上の人が『第1号被保険者』、40歳以上65歳未満の人が『第2号被保険者』となります。

**保険料は、所得に応じて決まります。**

保険料は、毎月徴収されます。第1号被保険者の保険料について、所得段階に応じた額となり、原則として年金（年金額が一定額以上の人）から天引きされます。また、第2号被保険者の保険料については、それぞれが加入する医療保険の算定方式に基づいて設定され、医療保険料といっしょに徴収されます。

**寝たきりや痴呆になったらサービス（給付）が受けられます。**

サービス（給付）が受けられる人については、介護保険の被保険者で、寝たきりや痴呆などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）になったり、常時の介護までは必要としないものの、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったとき、介護保険からサービスを受けることができます。

**サービスを利用するときは、村に要介護認定を申請します。**

サービス（給付）を利用するときは、寝たきりや痴呆などの要介護状態、要支援状態にあるか否か及び介護の必要度（要介護度）を判定してもらうために、村に要介護認定の申請をしていただきます。次に、認定されると、申請日以降に利用したサービスについての給付が受けられます。

◆要介護認定は、一定期間ごとに見直しがあります。また、重度になったときは、期間の途中でも要介護認定を変更してもらえます。

◆申請を行うと、村の職員、または村の委託を受けた施設や事業者の職員（介護支援専門員）が家庭に伺って、心身の状況を調査します。その調査結果と、かかりつけ医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる審査会で判定し、その結果に基づいて通知します。

**介護保険では、在宅サービスと施設サービスが受けられます。**

介護が必要になった場合は、保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられます。

**自己負担（利用者負担）は、1割です。**

介護保険サービスを利用することになった場合、利用者からかかった費用の1割を負担していただきます。また、施設入所などの場合、食費は医療保険と同様の利用者負担をいただくことになります。

## ゆとりちゃんの介護保険Q＆A

老後先生　安心先生　ゆとりちゃん

〈登場人物〉

今月号から、介護保険を勉強中のゆとりちゃんが、制度についていろいろと質問していきます。皆さんもいっしょに勉強しましょう。

まず、介護保険の運営主体（保険者）はどこですか、また介護サービスを受ける際の手続きはどうすればいいのですか？

主体は岩室村です。介護サービスは、保険証を持っていけば診療が受けられる医療保険とは違って、各市町村に置かれる介護認定審査会で、『介護や支援が必要』と認められなければなりません。

申請から判定までどのくらいかかるの？

30日以内とされています。ただし、緊急に介護サービスを必要とする場合は30日は長いので、判定結果がでる前でも依頼してサービスを受けることができます。

介護認定審査会はどういう人たちで構成されるの？

保健・医療・福祉に関する学識経験者5名程度で構成するとされています。